



かさまつ



まちづくりガイド

町が取り組む施策や事業についてわかりやすくご紹介します

③2 かさまつ応援寄附金

笠松町では、平成20年度からスタートしたふるさと納税制度に対応するため、「かさまつ応援基金」を設置し、「ふるさと笠松町に貢献したい!」、「笠松町出身ではないけれど笠松町を応援したい!」という思いをお持ちの皆さんからの寄付をお待ちしております。

ふるさと納税制度とは?

「ふるさとのために何かしたい!」「ふるさとを応援したい!」「ふるさとを大事にしたい!」という、全国の皆さんからの善意・厚意を、寄付という形にして、地方公共団体(都道府県・市町村)に寄付した場合、個人住民税や所得税を一定限度まで控除する制度です。

寄付先は、出身地に限らず、都道府県・市町村から自由に選ぶことができ、「故郷への恩返し」という面と、「好きな地域を応援する」という側面も持っています。

税金からの控除について

1年間に5,000円を超えるふるさと応援寄附金へのご協力をいただきますと、確定申告またはお住まいの市区町村へ申告することによって、寄付金から5,000円を引いた金額が所得税と個人住民税から寄附金控除として控除されます。

- 対象となる方:個人住民税の納税義務のある方
- 対象となる金額:5,000円を超える部分の金額
- 控除額の上限:個人住民税所得割の1割程度

寄付していただいた方には...

笠松町では、かさまつ応援基金に5,000円以上の寄付をいただいた場合、こころばかりのお礼として「かさまつ宅配便」という商品パンフレットを送付しております。その中からお好きな商品を2品選んでいただいております。

町外に住んでいる方にぜひ...

町外在住の町出身などの方がお知り合いにおられる場合は、ぜひ「かさまつ応援寄附金」の宣伝をお願いいたします。もし申請方法など分からないことがありましたら、問合先にご連絡ください。また、笠松町のホームページにも申請方法を含めた制度の概要を掲載しておりますので、ぜひご覧ください。

平成20年度中の寄付状況

昨年度(平成20年度)中には、町内外20人から合計で605,000円の寄付をいただきました。この寄付は、教育や文化・歴史保存、福祉、まちづくりの分野で大切にに使わせていただきます。

問合先 企画課(寄付の全般に関すること)
税務課(寄附金控除に関すること)

参 考 笠松町ホームページ【<http://www.town.kasamatsu.gifu.jp/>】